

意見書

坂戸都市計画事業（仮称）入西東部土地区画整理事業の環境影響評価については、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価を行うこと。

記

1 事業計画について

- (1) 事業計画は、周辺の住環境や田園環境と調和した田園都市を形成する内容とし、具体的な土地利用計画を定めること。
- (2) 公園・緑地計画は、高麗川及び葛川の河川環境との連続性も考慮した内容とすること。特に、東側街地南側の公園・緑地と高麗川堤防沿いの修景緑地は、一体的な管理・運用を行う内容とすること。

2 調査、予測及び評価について

(1) 全般的事項

- ア 環境影響評価項目の予測及び評価については、関越自動車道に連結される（仮称）坂戸スマートインターチェンジの直接的・間接的影響も加味すること。また、計画地周辺における道路事業の進捗状況に応じた交通量等も考慮すること。
- イ 立地予定企業の事業内容をできる限り具体的に把握した上で、予測及び評価を行うこと。なお、事業内容に不明確な部分が残る場合には、単に業種平均等を用いるのではなく、最大限安全側に配慮した予測及び評価を行うこと。
- ウ 環境影響評価項目の調査地域・地点及び予測地域・地点については、選定の理由及び根拠に基づいて検討し、適正に設定すること。特に、東側街地の北側に接する地区においては、住宅が近接していることから、工事中における騒音、振動、粉じん等について予測・評価を行うこと。
- エ 事業の目的の中で、周辺の農地等と調和する田園産業都市の形成を図ることが位置づけられている。このため、動植物、景観等について、地域特性や人と自然との関わりを踏まえた調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行うこと。

(2) 水質

供用後当分の間、浄化槽の処理水を高麗川及び葛川に排水する計画となっていることから、排水先の水質に影響を及ぼさないよう、予測、評価及び環境保全措置の検討を行うこと。

(3) 史跡・文化財

坂戸市教育委員会による調査において、事業計画地内に埋蔵文化財が確認されていることから、埋蔵文化財も調査・予測・評価の項目として選定すること。

なお、埋蔵文化財の調査のため計画地を改変する場合には、動植物等の調査・予測・評価に影響が及ばないように、調査範囲を必要最小限にとどめるとともに、調査手法や調査時期等を十分に検討し、適切に行うこと。